

1. 特許審査前の支援を通じて、一層簡単に特許を登録

□高品質の審査・審判サービスを迅速に提供

○特許登録された権利がすぐ無効になることなく、安定的な権利を維持できるという信頼を与え、より簡単に特許登録ができるように審査の全段化における審査サービス(特許3.0)を1月から推進している。



- 具体的には、最初の審査前に出願人との面談を行い、審査の見解を共有する予備審査の対象を拡大し、

- 最終審査前に出願人が提示した補正(案)を正式に提出する前に検討する補正案のレビュー制度などを導入するほか、

- 高齢化時代に合わせて高齢者の出願に対する優先審査を拡大し、正確な審査のために産業分野別の外部専門家が参加する審査も活発に行う予定だ。

○審査・審判処理期間も特許は10カ月、商標とデザインは5カ月、審判当事者系は6カ月に短縮し、審査官と先行技術調査員間で審査協力型の先行技術調査用役を拡大(13.5%→30%)することで、審査品質も向上する予定だ。

※特許・実用新案(月)：('14)11→('15)10、商標(月)：('14)6.4→('15)5、デザイン(月)：('14)6.5→('15)5

※先行技術調査用役/審査協力型の調査比率(%)：('14)52.8/13.5→('15)57/30

□良質のサービスを提供

○いつ・どこでも特許手数料を納付できるよう、モバイル手数料の通知・納付システムを下半期に構築する計画で、優先方式審査制度の拡大、ポジティブ方式審査の全面的な実施など、ユーザを配慮した方式審査制度を実施し、

○合理的な年次登録料の改善など、「産業財産権手数料の長期基本計画」を第3四半期中に樹立し、手数料システムを整備する予定だ。

2. R&D の全過程において特許情報を活用して優秀特許の創出を支援

□政府・民間の R&D の効率性を向上

○産業分野全体において最新特許技術の動向を分析するメガ特許の青写真の構築と産業界の主な技術分野を深層分析するテーマ技術の青写真の構築など、需要者が求める特許戦略の青写真を下半期中に構築する予定で、

※国家特許戦略の青写真の構築(概)：(‘14)12→(‘15)18 全産業分野(累積)

○政府 R&D による成果の個人名義出願・登録の現況に対するモニタリングを強化し、質中心の特許成果指標を開発・普及するとともに、

○中小・中堅企業を対象に特許情報を活用した R&D 連携戦略の支援およびフォローアップを介して研究開発の効率性を高め、特許成果の質的向上も図る。

※IP-R&D 戦略支援(政府+民間、課題)：(‘14)255→(‘15)258

○国の財源を集中的に投資し、現在開発中の優秀技術が国際競争力を備えた強力な特許として権利化されるよう、国の優秀な科学研究室を対象に IP-R&D 戦略の教育など知的財産に関する総合コンサルティングを本格的に行うほか、

※(‘14)主な4カ所の科学研究室で試行的に実施→(‘15)6カ所以上に拡大

○知的財産分野においても大・中小企業の共生文化が造成されるよう、大企業・政府共同で中小企業の IP-R&D 戦略作りの支援を試行的に推進する予定だ。

＜大・中小企業の同伴成長 IP-R&D 試行事業の推進手続き＞



○また、産業界において活用性が高く、波及効果の大きい3Dプリンティングおよび医薬分野の消滅特許に対する戦略的分析を通じて新市場の開拓、商用化、技術の発展などの機会として活用できるよう、戦略コンサルティングを上半期から提供する。

□アイデア創出の基盤を強化

○IP 創造 Zone を2地域に追加設置する一方で、支援範囲をその隣接地域にまで拡大し、全国的な支援ができるように基盤を造成し、

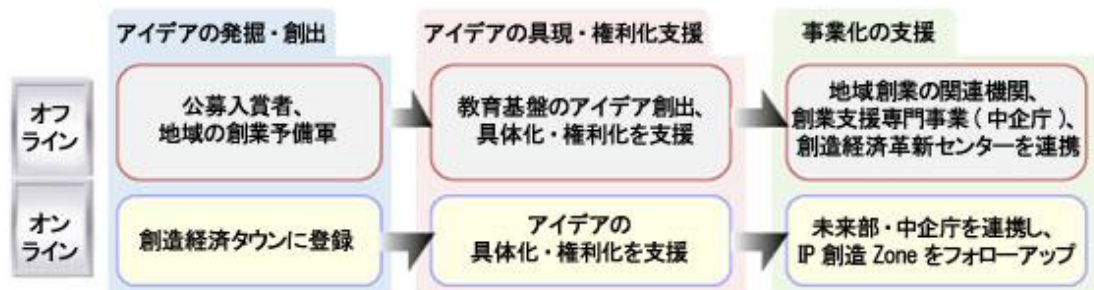
＜IP 創造 Zone 構築・支援地域＞

構築地域	江原	光州	大邱	釜山	仁川(新設)	全北(新設)
隣接支援地域	-	全南	慶北	慶南、蔚山	京畿	-

※IP 創造 Zone 未支援地域である済州・忠清道は、地域知識財産センターを介して支援

○国民幸福技術具現事業を IP 創造 Zone に一元化するなど、創造経済革新センターと地域知識財産センター間の業務協力を強化して知的財産向けの環境を整える。

＜アイデア権利化・事業化の支援体系＞



3. 特許紛争による輸出企業の隘路事項を解決

□知的財産の侵害・紛争に対する支援

- 韓国企業が海外知財権の確保によって市場を確保し、知的財産権を基に世界市場において成長していけるよう、様々なカスタマイズ型コンサルティングを介して韓国企業の特許紛争対応力を向上させ、

※紛争予防・対応コンサルティング/訴訟保険(件/社)：(‘14)283/119→(‘15)312/123

- 韓流ブームが起こっている中国・東南アジアなど非英語圏の国に進出している韓国のブランドを積極的に保護するため、「K-ブランド保護総合対策」も推進する。

- 訴訟保険制度の中長期発展 3 カ年計画を樹立し、紛争対象・形態など、企業の紛争状況に応じたカスタマイズ型の訴訟保険を開発・支援することで企業の紛争対応を支援する予定だ。

□知的財産の保護基盤を造成

- 特許侵害に対する損害賠償制度も先進国並みに改善し、営業秘密原本証明制度を同伴成長指数の算定対象に含むことで、協力中小企業が開発した技術に対して原本証明を申し立てた際、大企業がその費用を支援するように制度改善を推進し、

- 商標権特別司法警察の人材と組織を拡大し、オン・オフライン上における模倣品の流通を撲滅し、アイデアの公正な保護に向けたアイデア公募の約款見本を拡散するなど、知的財産を尊重する文化作りに向けて力を入れる。

- 対外的には、IP5 と TM5 会議などの国際協力を介した知的財産権の獲得支援および保護を強化し、UAE 審査協力モデルを基に特許行政の韓流も拡散させる予定だ。

4. IP 金融システムを活性化し、知的財産基盤の創造企業を育成

□IP 金融システムの活性化

- 優秀な知的財産を保持した企業が IP 金融を通じて成長するよう、政策金融機関でのみ実施していた IP 金融を都市銀行でも活用できるようにするほか、銀行のリスク負担を緩和するため、下半期に 2 カ所の銀行にそれぞれ 200 億ウォン規模の IP 担保貸出の回収支援ファンドを造成する予定だ。

※ファンド結成：ウリ銀行('14. 12.)→国民銀行('15. 2.)→新韓・ハナ銀行('15. 12.)

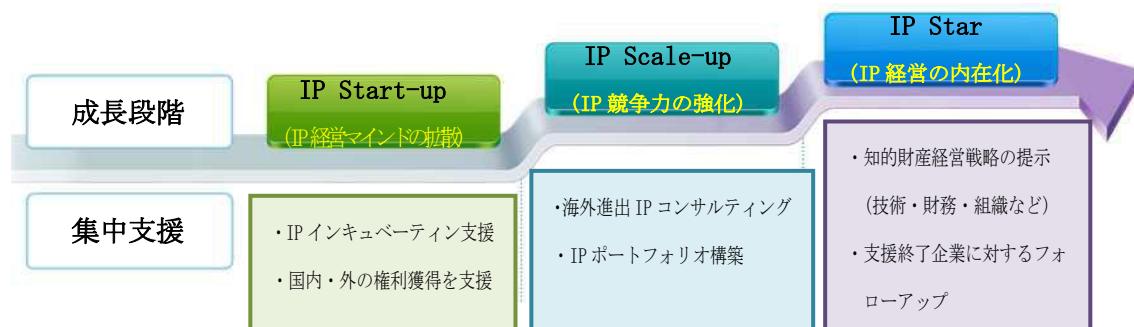
※投資・融資と連携した IP 金融の支援(社/億ウォン)：('14) 303/1, 658→('15) 400/2, 000

- また、知的財産の事業化に向けた取引体系の改編、部処間の協力強化などによって知的財産の取引を活性化させる。

□知的財産に基づいた創造企業(IP-Star 企業)の育成

- 知的財産経営の診断プログラムで企業の力量を診断し、それぞれの力量に合わせた知的財産の経営を支援するなど、地域の有望中小企業を IP-Star 企業として体系的に育成する。

※IP-Star 企業数(累積、社)：('14) 846→('15) 1, 066(新規 220)



□知的財産サービス産業の育成

- 知的財産サービスに対する新しいアイデアを事業化につなげるよう、知的財産サービスに対する研究開発を支援し、

- 特許分析評価システム (SMART3) の特許情報 DB を公開して新規サービス創出を支援するな

ど、知的財産情報の拡大・公開により、知的財産サービス企業が様々な付加価値を創出できるように公開型知的財産活用環境も整える。

※知的財産 DB 構築の件数(累積)：(‘14)2 億 7,120 万件→(‘15)2 億 8,500 万件

5. いつ、どこでも知的財産に関する教育を支援

□知的財産人材の裾野を拡大

○「発明の日」50 周年を迎えて国をあげて発明ブームを作り、全国民が生涯周期に合わせて発明・知的財産教育を受けられるよう、発明教育センターの活性化以外にも「知的財産一般」教科を開発し、サイバー大学に単位取得コンテンツを提供するほか、知的財産単位銀行制度などを施行する。

※小・中・高発明教育センター教育(名)：(‘14)200,000→(‘15)220,000

※知的財産 e-learning 教育(名)：(‘14.)460,000→(‘15)470,000

○また、新しい知的財産の教育モデルを提示し、政府による知的財産教育の教育を進めるため、発明教育支援法も改正する予定だ。

□知的財産分野の人材および企業の専門人材を育成

○知的財産を基に創業する人材を育成するため、発明英才に対する知的財産および創業教育を強化し、発明英才教育の修了者が有している創業アイテムを IP 創造 Zone と連携して具体化・事業化できるように支援する。

＜実戦創業支援のプロセス＞



○国家職務能力標準に基づいた学習モジュールを開発し、知的財産に強い産業人材を育成すると同時に知的財産教育をリードする大学を拡大する。

※知的財産教育リード大学(カ所)：(‘14)9→(‘15)12

○知的財産に対して競争力を備えた企業における実務人材と専門人材を育成するため、企

業の知的財産の力量水準と需要に応じてカスタマイズ型 IP 経営教育プログラムを運営し、弁理士の実務研修の教育課程を改編するなどの専門教育も強化する。

＜IP 経営 Level-up プログラムの推進方案＞

